

懇談会の運営について（事務局案）

1 懇談会の公開について

本懇談会は「附属機関等の会議の公開および区民公募に関する指針」に則り、原則として公開とする。

公開の方法は、懇談会の傍聴、懇談会の記録および懇談会資料の閲覧の機会を提供することにより行う。

2 議事録の公開について

懇談会の記録については、事務局で議事録（要旨）を作成し、各委員に確認後、区ホームページで公開する。

なお、議事録中の発言者名については、個人名は標記せず、「A委員」など記号を付した名を用いる。

また、「座長」「副座長」については、議事の進行に関わるものは「座長」「副座長」と標記し、委員としての意見は他の委員と同様に「A委員」など記号を付した名を用いる。

3 傍聴人が希望した場合の意見聴取について

傍聴人が懇談会の議論へ意見を希望した場合、希望する傍聴人に対しては、懇談会終了後に意見を記入していただき、その内容を事務局でまとめたものを次回の懇談会の前までに配布し、必要に応じて議論の参考にできるものとする。